

松前町立中学校の部活動の方針

平成30年9月
松前町教育委員会

1 はじめに

学校教育における部活動は、学年や学級を離れた集団の中で、共通の目標に向かって切磋琢磨しながら体力や技能等を高め合う活動である。さらに、自発的・自主的な活動を基盤に、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育むなど生徒の多様な学びの場としても教育的な意義が大きい。

しかしながら、社会・経済の変化等により、教育等に関わる考え方が多様化・複雑化してきており、これまでの体制や方針で部活動を運営することに諸課題が見られるようになってきた。特に、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒や教師に様々な無理や弊害をもたらし、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長に支障をきたすことが懸念されるとともに、教師の多忙化の一因ともなっている。

そのような中で、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁 平成30年3月19日）や「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省 平成29年12月26日）が策定され、運動部（部活動）の在り方についての見直しが求められるようになった。

このため、松前町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、部活動の意義が十分達成され、生徒の健全な成長や地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に運用されることを目指し、部活動の在り方に関する方針を定めた。

なお、現在スポーツ庁から示されているガイドラインは、運動部を対象としたものであるが、本町においては、生徒のバランスのとれた生活への配慮と教職員の負担軽減の視点から、文化部を含めた部活動全般についての方針を示すものとする。

2 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動の責任者(以下「部活動顧問」という。)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページや学校だより等により公表し、生徒及び保護者に周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の人数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動が実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

エ 教育委員会及び校長は、生徒の競技力及び技能の向上や教員の負担軽減を図るため、部活動指導員や外部指導者の配置を検討する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長は、部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 校長及び部活動顧問は、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報、熱中症計等の機器による計測結果に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応する。

(2) 指導手引き等の活用

ア 部活動顧問は、各競技団体等が作成した合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引き等を活用し、適切な指導を実施する。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は、少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）も少なくとも1日を休養日とする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、充実した生活や地域の活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 週末に練習試合や大会参加等で休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 中学校体育連盟主催の大会（総合体育大会・新人体育大会・駅伝大会）、または文化部の連盟等が主催するコンクールや大会前に上記の時間等を延長して活動する場合は、1か月前からとし、校長の承認の下、生徒や顧問教員にとって過度な負担とならないよう配慮する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- ア 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。
- イ 校長は、部員の減少等により、単一の学校で特定の競技の部活動を設けることができない場合には、中学校体育連盟の編成規定に則り、複数校合同チームの編成についての取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- ア 教育委員会及び校長は、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツや文化活動の環境整備を進める。
- イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、学校の部活動が参加する大会・試合・コンクール等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や部活動顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査する。